

医療機器流通に固有の販売形態

(所有権が事業者に留保されている「製品」が医療機関に存在するケース)

貸出し

医療機器業公正取引協議会で定めた基準に則り、医療機関に医療「機器」を無償で貸与すること。
(相応の対価を伴う賃貸契約に基づくレンタルやリース等、有償で貸出す場合はこの範囲ではない。)

目的

- ①デモ ②試用 ③研究 ④事故・故障
- ⑤緊急時(災害等) ⑥納期遅延 ⑦研修

対象製品

主として、医療材料を使用するために必要な周辺機器(機器単独の場合もあり)。

備考

手術機械・工具等の有償貸出しについては、この範囲ではない。

預託

事業者が一定の目的・用途のために、所有権を留保したまま、医療機関に医療「材料」を預け置くこと。
(医療機関が実際に使用した製品のみを販売。「預託」「置材」「貸出し(上記以外)」等、呼称は様々である。)

目的

- ①救命救急・骨折等、急性疾患の治療用として、一定量の医療材料を預け置くもの。
- ②適正なサイズ等の選定が使用時でないと不可能なため、対象となる医療材料一式を預け置くもの。

対象製品

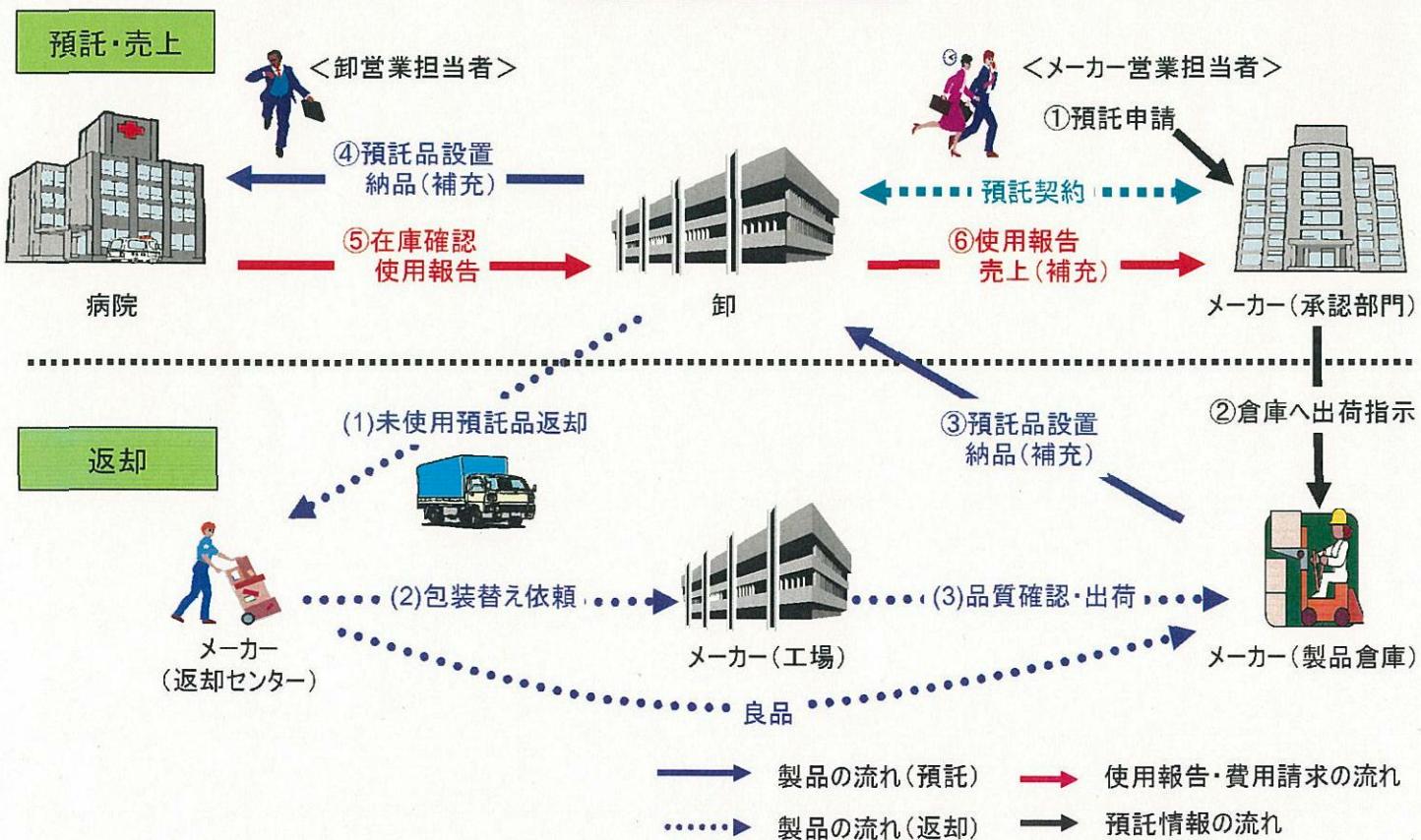
- 高額、且つサイズ等のバリエーションが多いため、購入後の廃棄リスクが高い製品。
- <循環器分野>
PTCAカテーテル・人工弁 等
- <整形インプラント分野>
人工関節(股・膝・肩 等)
人工骨頭・髓内釘
脊椎材料・人工骨 等

備考

- 預け置き製品の回収・使用製品の補充等の流通経費は事業者負担となる。
- 単回使用を前提とした短期間の預け置きを原則とするが、使用頻度(症例数)・輸送(離島等)要因等により、長期間の預け置きとなるケースも多い。
- 長期間の預け置きの場合、使用頻度の少ないサイズは使用期限切れ=廃棄処分となるケースがある。
- 医療機関との契約に基づくSPDによる預託は、この範囲ではない。

第2回「医療機器の流通改善に関する懇談会」資料(医器工)-1

預託品物流の概要



第2回「医療機器の流通改善に関する懇談会」資料(医器工)-2